



～小諸市地域包括支援センター・市高齢福祉課にご相談ください～

介護保険サービスを利用するには

図 高齢福祉課 介護福祉係

介護保険制度では、寝たきりや認知症等で介護が必要な状態や、日常生活に支援が必要な「要支援・要介護状態」になったときに、介護サービスを利用することができます。利用するには、保険者（市）へ申請を行い、「介護や支援が必要な状態」と認定される必要があります。

◆サービス利用のために ～相談から認定までの流れ～

①相談

小諸市地域包括支援センター・高齢福祉課の窓口で、生活の様子や困りごとについてお話しいただき、介護サービスの利用について相談・検討します。 ※ご相談いただくことで介護保険以外の手だてやサービスで対応できる場合もあります。

②申請

「要介護・要支援認定申請書」に必要事項を記入し、高齢福祉課窓口申請します。

※本人、家族などのほか、地域包括支援センターや居宅介護支援事業者、介護保険施設などによる代行申請も可能です。

③認定調査・主治医意見書の作成（小諸市）

認定調査員が訪問し、心身などの状態について本人や家族から聞き取り調査を行います。市から主治医に主治医意見書（心身の状態についての意見書）の作成を依頼します。



④一次判定（小諸市）

調査結果を分析し、どの程度の介護の手間がかかるか推計します。

⑤二次判定（佐久広域連合）

一次判定結果、主治医意見書などをもとに、保健・医療・福祉の専門家で構成する「介護認定審査会」で審査し、要介護状態区分の判定が行われます。

⑥認定（小諸市）

本人宛に結果通知と認定結果が記載された被保険者証が郵送されます。認定は、「要支援1・2」、「要介護1～5」の7段階および「非該当」に分かれます。

※詳細は、小諸市地域包括支援センター（☎ 26-2250）や高齢福祉課へご確認ください。

◆ケアプランの作成

介護（介護予防）サービスの利用には、ケアプランの作成が必要です。「要介護」と認定された方は、居宅介護支援事業者などに依頼し、心身の状況に応じて利用するサービスを盛り込んだ「ケアプラン」を作成します。「要支援」と認定された方は地域包括支援センターに依頼し、「介護予防ケアプラン」を作成します。

その後、ケアプランの内容に沿ったサービスを利用します。



◆要介護認定者の税法上の「障害者控除」について

高齢福祉課では、要介護認定を受けている方を対象に「障害者控除対象者認定書」を発行しています。

この認定書により、身体障害者手帳などの交付を受けていなくても、確定申告等で税金控除を受けることができます。

*「認定書」発行について

高齢福祉課でお申し込みください。随時発行していますが、確定申告に必要な方は申告対象年の翌年1月以降に申請してください。